

だれもが
医療を受ける権利が
あります。

日本国憲法第25条は、

- 1、すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2、国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

と国民の生存権と国の社会保障の義務を定めています。



「無料低額診療制度」は、
社会福祉法にもとづき、
生活困難な方が、経済的な理由によって
必要な医療を受ける機会を制限されないよう、
無料または低額で医療を行う制度です。

また、この制度を通じて
さまざまな社会保障制度を活用する事で、
健康と生活の両面での回復をめざします。



お電話でも相談できます

諏訪共立病院 医療福祉相談室

☎0266-28-3986

戦後の医療荒廃のもとで、医療に恵まれない人々の「お金の心配をしなくてもかかれる自分たちの医療機関がほしい」という声に、地域住民と医療従事者が手を携えてつられたのが、南信勤労者医療協会です。

1974年の創立以来、私たちが一貫して大切にしてきたことは、「お金の有るなしで命が差別されてはいけない」ということです。

医療機関の支払いが困難で治療を中断したり、保険料が払えなくて保険証が交付されず、救急車で運ばれてきたときには手遅れの状態という患者さんの事例など、命や健康を守る私たちにとって、こんな心痛ましい事はありません。

手遅れになる前に、
まずは諏訪共立病院にご相談ください。

「保険証がない」「お金が払えない」
という理由で
病気をがまんしてはいませんか。

医療費が減額・減免になる
「無料低額診療制度」
があります。



まずはご相談ください

社会医療法人
南信勤労者医療協会

諏訪共立病院

医療福祉相談室

電話：0266-28-3986

たとえば

このような場合にご相談ください。

- 保険証をもっていない
- 「医療費が払えないから」と、病院に行くことをためらっている
- 収入がなくなり、生活していくのも大変
- ホームレスの人が健康を害しているのを発見した

「無料低額診療制度」には適用基準があります。しかし、適用にならなかった場合でも、医療費の支払いのほか、当面の生活などについて、ご一緒に打開の道をさがすご相談に応じています。他の公的な社会保障制度の適用が可能な場合は、その手続きをお勧めすることもあります。

「無料低額診療制度」を利用するには

相談

窓口の職員に声をかけてください。治療を開始します。安心して来院してください。

面談

相談担当者がお話をうかがいます。

申請

収入状況を確認できる「必要書類」について、ご説明します。

適用の審査

適用にならない場合
相談を継続します

適用の場合

審査基準に基づき

窓口での支払いが減額又は免除になります。

期間

原則として3ヶ月です。
詳しくは相談担当者がお話します。

まずは治療をはじめます。

病院では、制度利用の可否にかかわらず、診療をおこない、必要な治療を開始します。制度が利用できるかご心配かと思いますが、まず、治療を受けて健康回復のスタートをする事が大切です。安心して受診してください。



減免対象にならないもの

- 諏訪共立病院以外の医療機関の支払い
- 保険調剤薬局(薬代)
- 介護保険の負担金